

鹿足郡不燃物処理組合告示第2号

鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり告示する。

令和6年6月3日

鹿足郡不燃物処理組合 管理者 岩 本 一 巳

1 業務概要

(1) 鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務

(2) 契約期間

令和6年7月22日から令和7年3月18日

(3) 該当施設

所在地：〒699-5515 島根県鹿足郡吉賀町幸地1319

名称：鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場

2 参加資格要件

次に掲げる要件を満たす場合、参加できます。

(1) 本組合の入札参加資格者名簿に登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、速やかに登録の手続きを行うものとする。

(2) 本組合の指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 島根県内に本社、本店又は委託先の支店、営業所等を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(6) 過去5年以内（平成30年4月1日から令和5年3月31日の間）において、本業務と同種及び類似と認められる業務の履行実績を有する者であること。

(7) 予定技術者（管理又は担当）が過去5年以内（平成30年4月1日から令和5年3月31日の間）において、本業務と同種及び類似と認められる業務に従事した実績を有する者であること。

3 実施スケジュール

(1) 入札公告 令和6年6月 3日（月）

(2) 実施要領の配布 令和6年6月 3日（月）～令和6年6月14日（金）午後5時

(3) 質問書の受付期限 令和6年6月 7日（金）午後5時

(4) 質問回答の公表 令和6年6月12日（水）

(5) 参加表明書等の提出 令和6年6月14日（金）午後5時

- (6) プレゼンテーション審査 令和6年7月10日(水)
- (7) 結果通知・契約締結 令和6年7月12日(金)予定

4 公募型プロポーザルに係る関係書類の交付期間、場所及び交付方法

- (1) 実施要領の配布
 - ・配布期間 令和6年6月3日(月)～令和6年6月14日(金)午後5時まで
 - ・配布場所 吉賀町ホームページ (URL: <https://www.town.yoshika.lg.jp>)

5 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年6月14日(金)午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)とする。
- (3) 提出場所 〒699-5515 島根県鹿足郡吉賀町幸地1319
鹿足郡不燃物処理組合

6 優先交渉事業者の選定

- (1) 優先交渉事業者の選定は、鹿足郡不燃物処理組合が設置する審査委員会が行う。
- (2) 提案事業者から提出された関係書類及びヒアリング結果に基づき、審査委員会において審査・採点し、その評価点の合計点数が最も高い者を優先交渉事業者として選定する。
- (3) 契約交渉が不調の時は、次点の者と順次協議を行い決定するものとする。
- (4) 参加提案者が1者の場合でも審査は実施する。

7 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、審査の終了後、すべての提案事業者に対し書面で通知するとともに、吉賀町ホームページに事業者の名称及び総合点を記載して公表する。
ただし、総合点については、優先交渉事業者と次点事業者の結果のみとする。

8 その他の事項

- (1) 詳細については、鹿足郡不燃物処理組合一般廃棄物最終処分場方向性検討業務事業者選定に関わる公募型プロポーザル実施要領及び特記仕様書他による。
- (2) 事業者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とする。
- (3) 提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合は失格とする。
- (4) 提出書類に不備、虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。
- (6) 提出書類に係る経費はすべて事業者負担とし、本件の審査以外には使用しない。
- (7) 参加申込書・辞退届及び企画提案書・添付書類は返却しない。
- (8) 契約締結については、鹿足郡不燃物処理組合規則に基づき契約を締結する。